

平成16年度家庭福祉対策関係予算当初内示の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 施設の小規模化の推進 2, 298百万円

①地域小規模児童養護施設の拡充 796百万円

被虐待児等を家庭的な環境の中で養育するため、地域小規模児童養護施設を拡充する。

40か所 → 100か所

②児童養護施設の小規模グループケアの推進 1, 502百万円

施設内において他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童を対象に、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置する。「地域小規模児童養護施設」とあわせ全児童養護施設に少なくとも1単位の小規模ケアを実施。

(2) ケア担当職員の質的・量的充実 4, 998百万円

①家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置 1, 865百万円

児童養護施設等の入所児童の早期家庭復帰等を図るため、施設入所前から退所まで、更には退所後のアフターケアに至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置する。

※児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の全施設へ配置。

②被虐待児個別対応職員の配置の拡充 1, 693百万円

虐待を受けている児童の施設入所の増加に対応するため、従来より児童養護施設に配置していた被虐待児個別対応職員の拡充を図るとともに、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設にも配置する。

※児童養護施設：定員50名以上への施設の配置要件を全施設配置へ拡大
母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設についても全施設配置

③乳児院への自立支援のための職員の配置 123百万円

乳児院の入所児童の年齢延長を検討することに伴い、平成9年度児童福祉法改正において乳児院以外の施設に配置された入所児童の自立支援のための

職員を全ての乳児院にも配置する。

④被虐待児受入加算の創設 1, 170百万円

児童養護施設等に入所する被虐待児にきめ細やかな支援を行うための心理療担当職員等の確保の経費に充てる被虐待児受入加算を創設する。

⑤母子生活支援施設特別生活指導費加算の対象拡大 146百万円

障害のある親等処遇が困難な母子に対する支援を充実するために、一定規模（30世帯以上）の施設を対象としている特別生活指導費加算について、対象施設を拡大する。

18か所 → 151か所

(3) 里親支援の拡充 450百万円

①専門里親 75人 → 124人（保護人員） 112百万円

②里親への生活援助等や里親相互間の援助 338百万円

里親の養育負担を軽減するため、児童相談所において研修の上登録された者を、里親からの援助の求めに応じて派遣する里親養育援助事業を創設するとともに、里親自身の養育技術の向上等を図る里親養育相互援助事業を実施する。また、専門里親に対する専門的な研修（応用研修）の実施か所数の増を図る。

※里親養育援助事業 60縣市

里親養育相互援助事業 732か所（サロ＝）

専門里親研修 10縣市 → 60縣市

(4) 総合的な自立支援の拡充 226百万円

①自立援助ホームの拡充 114百万円

自立援助ホームのか所数の増を図るとともに、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなど自立に向けた指導が必要な児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、関係機関との調整等対外関係調整について一層の体制を整備するため、対外関係調整事業を創設する。

19か所 → 40か所

②自立促進等事業の創設 112百万円

児童養護施設等の各施設における入所児童の処遇に関する創意工夫や入所児童等の努力を反映した自立促進につながる事業及び早期家庭復帰につながる事業を促進するため、自立促進等事業を創設する。

（例えば、情緒障害児短期治療施設において、施設退所後の生活がスムーズに行えるよう生活指導を行う等の先駆的事業に補助。）

(5) 被虐待児童の受入体制を整備するための独立行政法人福祉医療機構融資の特例措置の延長

児童養護施設の改築等及び情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターを新設するための整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、借入金の無利子及び融資率の特例措置の期限を1年延長する。

(特例措置の期限) 平成15年度末 → 平成16年度末

2 家庭支援対策関係

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 児童家庭支援センター運営事業 | 283百万円 |
| ・60か所 | |
| (2) ひきこもり等児童福祉対策事業 | 98百万円 |
| (3) 専門里親 75人 → 124人(保護人員)(再掲) | 112百万円 |
| (4) 家庭訪問支援事業を育児支援家庭訪問事業へ統合 | |

家庭訪問支援事業は、平成14年度より実施してきたところであるが、今般、養育者にとって過重な負担がかかる出産後間もない時期等に手厚い支援を行い、子どもの健全育成に資する訪問による具体的な援助、技術指導、発達相談指導等を行う育児支援家庭訪問事業(平成16年度創設)に統合する。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

- | | |
|---|----------|
| (1) 母子家庭等の子育てと生活の支援 | 2,630百万円 |
| ①子育て短期支援事業 | 200百万円 |
| 親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。 | |
| ②日常生活支援事業 | 161百万円 |
| 母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。 | |
| ③ひとり親家庭生活支援事業 | 132百万円 |
| 母子家庭の母等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、健康支援、土日・夜間電話相談、児童訪問援助(ホームフレンド)、情報交換の場の提供など各種事業を地域の実情に応じて選択実施する。 | |
| ④被虐待児個別対応職員の配置の拡充 | 495百万円 |
| ⑤被虐待児受入加算の創設 | 289百万円 |
| ⑥母子生活支援施設特別生活指導費加算の対象拡大 | 146百万円 |

- (2) 母子家庭等の自立のための就業支援 2, 281百万円
- ①母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 832百万円
- 就業相談や就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や養育費の相談など生活支援を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図る。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業の指導職員に対して、新たに7ブロックでセミナーを実施する。
- 1ブロック当たり 538千円
- ②母子家庭自立支援給付金事業 1, 187百万円
- ・自立支援教育訓練給付 1, 009百万円
- 地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
- 受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）
- ・母子家庭高等技能訓練促進費 105百万円
- 介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行う。
- 修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）
- 月額10万3千円
- ・常用雇用転換奨励金 73百万円
- 母子家庭の母を新規にパートタイムとして雇用し、OJT実施後、常用雇用（一般）労働者に雇用転換し、6か月継続雇用した事業主に対して奨励金を支給する。
- 1人当たり 30万円
- ③特定事業推進モデル事業 40百万円
- 母子家庭の母の就業機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業を促進するためのモデル事業を実施する。
- 1か所当たり 8, 000千円
- ④母子家庭等施策調査研究等経費（新規） 8百万円
- 母子家庭の母の就業支援を効果的に推進するため、①母子家庭等施策に関する年次報告の作成、②関係省庁連絡会議の開催、③パンフレット等の作成による民間事業者等への広報啓発を行う。
- ⑤母子家庭等自立支援推進事業 204百万円
- 都道府県が市及び福祉事務所を設置する町村における母子家庭等福祉施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について地域の実情に応じて支援する体制を整備する。

(自立支援推進協議会等) 1か所単価 @1,909千円

(データ収集システム経費) 1か所単価 @2,518千円 (都道府県分)

@1,309千円 (市等分)

⑥母子自立支援員活動マニュアルの作成 (新規) 4百万円

母子自立支援員の資質の向上を図り、効果的な支援を実施するための活動マニュアルを作成する。

(3) 自立を促進するための経済的支援策 306,852百万円

①母子寡婦福祉貸付金の充実 4,970百万円

就学支度資金の貸付限度額の引上げにより、母子寡婦福祉貸付金を充実する。

私立高校 30万円 → 36万円

私立大学 45万円 → 52万円

②児童扶養手当 301,882百万円

物価スライドの取扱い (平成16年4月実施)

平成16年度における児童扶養手当の物価スライドについては、公的年金と同様、平成15年の消費者物価の下落分 (マイナス0.2%~0.4%の見込み) の改定を行う。

児童扶養手当額への影響 (0.2%の場合)

- ・児童1人 全部支給 (月額) 42,000円 → 41,920円
一部支給 (月額) 41,990円 ~ 9,910円
→41,910円 ~ 9,890円

- ・平成16年1月下旬に平成15年の年平均の消費者物価指数が確定するのを待って、次期通常国会に年金額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとする。

なお、事務取扱交付金については、三位一体の改革 (国庫補助負担金見直し) の平成16年度における対応として一般財源化。